

指定緊急避難場所及び指定避難所の取消しについて

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項及び第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を次のように取り消したので、同法第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第2項の規定に基づき告示する。

令和8年9月9日

伊丹市長 中 田 慎 也

指定を取消す指定緊急避難場所施設名称及び住所等

小学校区	施設名称	所在地	指定緊急避難場所の適否					指定避難所 との重複
			洪水	土砂	高潮	地震	火事	
南小学校区	南センター	御願塚3丁目8-11	○	○	○		○	○
南小学校区	平松会館	平松5丁目1-2	○	○	○	○	○	○
南小学校区	コミュニティセンター梅ノ木	梅ノ木2丁目3-21		○	○	○	○	○